

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第106号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総合企画局の款京都創生推進室の項の次に次の1項を加える。

地球温暖化 対策室		
--------------	--	--

第1条第1項の表総務局の款総務部の項中「庁舎整備係長」を削り、同款人事部の項中「監察係長」を削り、同項の次に次の1項を加える。

監察室		監察係長
-----	--	------

第1条第1項の表環境局の款地球環境政策部の項を次のように改める。

	服務監理課	
	業務監理課	
環境企画部	環境総務課	庶務係長 労務総括係長 労務第一係長 労務第二係長 計理係長
	環境管理課	環境企画係長 交通環境対策係長 環境評価係長 環境管理係長
	環境指導課	環境規制係長 環境安全係長 環境調査係長

第1条第1項の表環境局の款循環型社会推進部の項中「業務改善係長」を削り、同款適正処理施設部の項中「管理課」を「施設管理課」に改め、「業務改善係長」を削る。

第1条第1項の表文化市民局の款市民生活部の項中「管理係長」を「企画係長」に、「市民窓口係長」を「市民窓口係長 総合庁舎整備係長 伏見区総合庁舎整備係長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款商工部の項中「産業基盤係長」を削る。

第1条第1項の表保健福祉局の款保健福祉部の項中

障害企画課	企画係長 施設整備係長
障害保健福祉課	在宅福祉係長 施設福祉係長 精神保健福祉係長

を

障害保健福祉課	企画係長 社会参加推進係長 在宅福祉第一係長 在宅福祉第二係長 精神保健福祉係長 施設福祉係長 施設整備係長
---------	--

に改める。

第1条第1項の表都市計画局の款都市景観部の項中

都市景観課	調査係長 広告物係長 都市デザイン係長 町並み保全係長
景観企画課	企画係長

を

景観政策課	調査係長 企画係長 町並み保全係長
市街地景観課	都市デザイン第一係長 都市デザイン第二係長 都市デザイン第三係長 広告物係長 広告物指導第

に改め、同款建築指導部の項

一係長 広告物指導第二係長 広 告物指導第三係長
-----------------------------

」

中「指導課」を「建築指導課」に、「審査課」を「建築審査課」に、「監察課」を「建築監察課」に改める。

第1条第1項の表建設局の款管理部の項から街路部の項までを次のように改める。

建設企画部	建設総務課	庶務係長 計理係長 労務係長
	建設企画課	
	監理検査課	調整係長 技術管理第一係長 技術管理第二係長 検査第一係長 検査第二係長 検査第三係長
土木管理部	調整管理課	管理係長 計画係長 工事係長
	道路河川管理課	調整係長 道路占用係長 河川占用係長 技術審査係長 開発調整係長 指導第一係長 指導第二係長
	道路明示課	調整係長 明示第一係長 明示第二係長 明示第三係長 台帳係長
	放置車両対策課	企画係長 計画推進係長 事業係長 指導係長 施設整備係長
道路建設部	道路計画課	調査係長 計画第一係長 計画第二係長 環境影響評価係長
	道路建設課	調整係長 建設第一係長 建設第二係長 建設第三係長 建設第四係長 建設第五係長 橋りょう係長

道路環境整備課	調整係長 整備第一係長 整備第二係長 整備第三係長
---------	---------------------------

第1条第1項の表建設局の款水と緑環境部の項中「河川課」を「河川整備課」に、「事務係長 管理係長」を「調整係長」に、「排水機係長」を「排水機第一係長 排水機第二係長 排水機第三係長」に改め、同款都市整備部の項中「事務係長」を「調査係長」に改め、同款用地室の項を次のように改める。

事業推進室	調査係長 補償審査係長 補償調査第一係長 補償調査第二係長
-------	-------------------------------

第1条第2項を次のように改める。

- 2 総務事務の効率化等に向けた取組に係る調査、研究及び企画に関する事務を担当させるため、総務事務効率化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

第1条第4項から第7項までを次のように改める。

- 4 保健福祉局保健衛生推進室及び都市計画局住宅室に部長を置く。
- 5 総合企画局京都創生推進室及び建設局事業推進室に副室長を置く。
- 6 総務局監察室に監察課長、都市計画局交通政策室に企画課長及び計画推進課長を置く。
- 7 総合企画局地球温暖化対策室、同局プロジェクト推進室、総務局国際化推進室及び建設局事業推進室に担当課長を置く。

第1条中第18項を第19項とし、第14項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第13項を削り、第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、同条第9項中「保健福祉局」を「環境局に監理監、保健福祉局」に改め、「医務監」の右に「、都市計画局に景観創生監」を加え、同項を同条第11項とし、同条第8項中「広報監」の右に「、地球環境政策監」を加え、同項を同条第10項と

し、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 総合企画局京都創生推進室、同局地球温暖化対策室、同局プロジェクト推進室及び都市計画局交通政策室に担当課長補佐又は担当係長を置く。

9 建設局事業推進室に事業担当課長補佐又は事業担当係長及び用地担当課長補佐又は用地担当係長を置く。

第2条中第21項を第27項とし、第17項から第20項までを6項ずつ繰り下げ、第16項を第20項とし、同項の次に次の2項を加える。

21 事業担当課長補佐及び事業担当係長は、上司の命を受け、建設事業の推進に関する事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

22 用地担当課長補佐及び用地担当係長は、上司の命を受け、公共用地及び建物等の取得等に関する事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第2条第15項を同条第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 監察課長は、上司の命を受け、服務監察等に関する事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第2条中第14項を第17項とし、第13項を第16項とし、同条第12項中「統括監察員及び」及び「監察員、」を削り、同項を同条第15項とし、同条第11項を同条第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 景観創生監は、上司の命を受け、景観の保全及び創出に関する重要政策を統括する。

第2条第10項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 監理監は、上司の命を受け、服務及び事務事業の監察並びにこれらに係る改善に関する調査及び企画を統括する。

第2条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 地球環境政策監は、上司の命を受け、地球温暖化の防止に関する重要政策を統括する。

第6条第2項ただし書中「担当部長」を「企画部長又は担当部長」に改め、同条第3項本文中「第9項」を「第6項」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項本文中「総合企画局京都創生推進室」の右に「総務局監察室及び建設局事業推進室」を、「副室長」の右に「又は監察課長」を加え、同項を同条第5項とし、同条第8項を同条第6項とし、同条第9項中「の担当課長」の右に「又は監察課長」を、「担当課長補佐」の右に「(事業担当課長補佐又は用地担当課長補佐を含む。)」を、「担当係長」の右に「(事業担当係長及び用地担当係長を含む。)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第10項を同条第8項とし、同条第11項を削る。

第7条市長公室の款秘書課の項第1号中「助役」を「副市長」に改め、同条京都創生推進室の款の次に次の1款を加える。

#### 地球温暖化対策室

- (1) 地球温暖化対策に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境審議会（地球温暖化対策評価検討委員会に限る。）に関すること。
- (4) 地球温暖化対策推進本部に関すること。
- (5) 環境保全活動センターに関すること。

第8条人事部の款人事課の項第7号に次のただし書を加える。

ただし、監察室の所管に属するものを除く。

第8条人事部の款人事課の項中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とし、第13号を削り、第14号を第10号とし、第15号を第11号とし、第16号を第12号とし、第17号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 監察室の庶務に関すること。

第8条人事部の款人事課の項第18号を同項第15号とし、同款の次に次の1款を加える。

#### 監察室

- (1) 職員の服務監察に関すること。
- (2) 職員の公正な職務の執行の確保に関すること。
- (3) 公益通報者保護法による事務の統轄に関すること。
- (4) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による事務の統轄に関すること。
- (5) 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談及び指導に関すること。

第10条地球環境政策部の款の前に次の2項を加える。

#### 服務監理課

- (1) 局の所属職員の服務監察に関すること。

#### 業務監理課

- (1) 局の事務事業の監察に関すること。
- (2) 局の事務事業の改善に関する調査及び企画に関すること。

第10条地球環境政策部の款環境総務課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 服務監理課及び業務監理課の庶務に関すること。

第10条地球環境政策部の款地球温暖化対策課の項を削り、同款環境管理課の項各号を次のように改める。

- (1) 環境の保全に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。ただし、総合企画局の所管に属するものを除く。
- (2) 環境の保全に関する意識の啓発に関すること。ただし、総合企画局の所管に属するものを除く。

- (3) 環境基本計画その他の環境の保全に関する計画に関すること。ただし、循環型社会推進部及び総合企画局の所管に属するものを除く。
- (4) 事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の促進に係る施策に関すること。ただし、総合企画局の所管に属するものを除く。
- (5) 環境影響評価制度に関すること。
- (6) 環境保全資金の融資に関すること。
- (7) 自動車その他輸送機関による公害の防止対策に関すること。
- (8) 環境審議会(総合企画局の所管に属するものを除く。)及び環境影響評価審査会に関すること。
- (9) 環境保全推進会議に関すること。

第10条地球環境政策部の款環境指導課の項第6号中「地球温暖化対策課」を削り、同条地球環境政策部の款中「地球環境政策部」を「環境企画部」に改め、同条循環型社会推進部の款まち美化推進課の項第10号中「生活環境事務所」を「生活環境美化センター」に改め、同項第12号中「市民美化センター及び生活環境事務所」を「及び生活環境美化センター」に改め、同条適正処理施設部の款管理課の項中「管理課」を「施設管理課」に改め、同款施設整備課の項第1号中「管理課」を「施設管理課」に改める。

第11条市民スポーツ振興室の款スポーツ企画課の項第4号中「及び京北パラグライダー施設」を「京北パラグライダー施設及び伏見桃山城運動公園」に改める。

第13条保健福祉部の款障害企画課の項を削り、同款障害保健福祉課の項各号を次のように改める。

- (1) 児童福祉法に関する事務(心身障害児に関するものに限る。)並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者自立支援法に関する事務の統轄に関すること。



- (2) 児童福祉法及び障害者自立支援法による診療報酬の審査及び決定に関すること。  
ただし、児童福祉法によるものについては心身障害児に係るもの、障害者自立支援法によるものについては身体障害者に係るものに限る。
- (3) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び障害者支援施設に係る許可及び認可並びに整備計画に関すること。
- (4) 療育手帳の交付に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の指定、指導及び監督に関すること。
- (6) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律による事務の統轄に関すること。
- (7) 障害者自立支援法（次号及び第9号において「法」という。）による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、更生医療に関するものに限る。
- (8) 法による高額障害福祉サービス費の支給に関すること。
- (9) 法による地域生活支援事業（相談支援事業及びコミュニケーション支援事業に関するものに限る。）に関すること。
- (10) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事務の統轄に関すること。
- (11) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給に関すること。ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。
- (12) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (13) 理学療法士及び作業療法士奨学資金の貸与に関すること。
- (14) 手話通訳者の認定に関すること。

- (15) 職親の認定に関すること。
- (16) 障害者スポーツの振興に関すること。
- (17) 障害者の社会参加の促進に関すること。
- (18) 身体障害者及び知的障害者に対する家事及び介護の援助に関すること。
- (19) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること。
- (20) 障害程度区分判定等審査会に関すること。
- (21) 障害者施策推進協議会及び精神保健福祉審議会に関すること。
- (22) 身体障害者リハビリテーションセンター及びこころの健康増進センターに関すること。
- (23) 醍醐和光寮及び若杉学園に関すること。
- (24) 身体障害者福祉センター，知的障害者授産施設，知的障害者通勤寮，心身障害児福祉会館，聴覚言語障害センター，身体障害者授産施設，障害者スポーツセンター，洛西ふれあいの里療護園，知的障害者更生施設，在宅介護デイサービス施設，知的障害者デイサービスセンター，知的障害者福祉工場，桂川療護園，桂川福祉ホーム及び障害者教養文化・体育会館に関すること。
- (25) 障害者スポーツ協会に関すること。
- (26) その他身体障害者，知的障害者及び精神障害者の保健福祉に関すること。

第13条生活福祉部の款保険年金課の項第16号を同項第17号とし，同項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 京都府後期高齢者医療広域連合との連絡及び調整に関すること。

第13条保健衛生推進室の款地域医療課の項第9号中「，結核」を削り，同項第12号中「，結核診査協議会」を削り，同号に次のただし書を加える。

ただし，区役所の所管に属するものを除く。

第14条都市景観部の款都市景観課の項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 景観の保全及び創出に係る施策の調査，研究，企画及び推進に関すること。ただし，市街地景観課及び風致保全課の所管に属するものを除く。

(3) 景観法による景観計画の策定，景観整備機構の指定等に関すること。

第14条都市景観部の款都市景観課の項第4号を削り，同項第5号中「景観法，」を削り，同号ただし書を削り，同号を同項第4号とし，同項第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ，同項中「都市景観課」を「景観政策課」に改め，同款景観企画課の項を次のように改める。

#### 市街地景観課

(1) 眺望景観の創生に係る施策の調査，研究，企画及び推進に関すること。ただし，風致保全課の所管に属するものを除く。

(2) 建築基準法による景観地区内の建築物の高さの最高限度を超える許可に関すること。

(3) 屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例による事務に関すること。

(4) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による事務に関すること。ただし，景観政策課の所管に属するものを除く。

第14条都市景観部の款風致保全課の項第6号を削り，同項第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ，同項第1号中「第3号」を「第4号」に改め，同号を同項第2号とし，同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 眺望景観の創生に係る施策の調査，研究，企画及び推進に関すること。ただし，風致地区に係るものに限る。

第14条都市景観部の款開発指導課の項第11号中「住宅金融公庫」を「住宅金融支援機構」に改め，同条建築指導部の款指導課の項中「指導課」を「建築指導課」に改め，同項第3号及び第5号中「審査課」を「建築審査課」に改め，同項第8号に次のただし書を加える。

ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。

第14条建築指導部の款審査課の項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による建築物の耐震改修の計画の認定に係る構造審査に関すること。

第14条建築指導部の款審査課の項中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 京都府地球温暖化対策条例による事務に関すること。

第14条建築指導部の款審査課の項中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第13号を第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による事務（特定建築物及び特別特定建築物に係る指導、監督及び認定に関するものに限る。）に関すること。

第14条建築指導部の款審査課の項中「審査課」を「建築審査課」に改め、同款監察課の項中「監察課」を「建築監察課」に改める。

第15条管理部の款から街路部の款までを次のように改める。

## 建設企画部

### 建設総務課

- (1) 局の庶務に関すること。
- (2) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。
- (4) 局の所属職員の労務管理に関すること。
- (5) 局内の他の課及び室の主管に属しないこと。

## 建設企画課

- (1) 局の所管する事業の調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (2) 局の所管に属する工事の進行管理に関すること。
- (3) 他の局の事業に係る土木工事の調整に関すること。ただし、環境局及び都市計画局の所管に属するものを除く。
- (4) 国府直轄土木事業の実施に伴う連絡及び調整に関すること。ただし、理財局の所管に属するものを除く。

## 監理検査課

- (1) 局及び都市計画局の所管に属する土木工事の検査に関すること。ただし、軽易な検査を除く。
- (2) 局及び都市計画局の所管に属する土木工事に係る設計の標準化及び代価に関すること。
- (3) 土木工事に係る調査及び技術的研究に関すること。
- (4) 所管自動車の運行及び管理に関すること。

## 土木管理部

### 調整管理課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 道路、里道(京都市里道管理条例第2条に規定する里道をいう。以下同じ。)、橋りょう、河川、水路等(京都市水路等管理条例第2条第1項に規定する水路等をいう。以下同じ。)、その他公共土木施設の維持管理及び改修の統轄に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。
- (3) 交通安全施設その他の道路の附属物(街路樹及び自転車等駐車場を除く。)の新設の調査及び計画に関すること。
- (4) 道路及び里道の補修の調査及び計画並びに工事に関すること。ただし、道路建

設部及び産業観光局の所管に属するものを除く。

- (5) 道路の復旧その他受託工事に関する事。
- (6) 私道舗装の助成に関する事務の統轄に関する事。
- (7) 土木管理部及び水と緑環境部の所管に属する事務のうち建設局長が必要と認める事務に関する事。ただし、右京区役所京北出張所の所管区域内におけるものに限る。
- (8) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関する事。
- (9) 工所用材料等の現場検収に関する事。
- (10) 登記に関する事。
- (11) 土木事務所にに関する事。

#### 道路河川管理課

- (1) 河川台帳に関する事。
- (2) 準用河川及びこれに係る河川区域等の指定、変更及び廃止に関する事。
- (3) 道路及び里道の占用及び監察に関する事。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。
- (4) 河川及び水路等に係る占用その他の行為の規制に関する事。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。
- (5) 道路管理者以外の者が行う道路に関する工事及び維持の承認に関する事。
- (6) 市長以外の者が行う里道に関する工事及び維持の承認に関する事。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。
- (7) 交通規制に関する連絡及び協議に関する事。
- (8) 宅地開発事業に係る道路及び排水施設の建設の指導に関する事。
- (9) 登記に関する事。

#### 道路明示課

- (1) 道路，里道及び水路等の台帳に関する事。ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。
- (2) 道路，里道及び水路等の現状調査に関する事。ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。
- (3) 道路の認定，廃止，区域の決定及び変更並びに供用の開始等に関する事。
- (4) 里道及び水路等の指定，廃止並びに区域の決定及び変更に関する事。ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。
- (5) 道路に係る境界の明示に関する事。
- (6) 里道及び水路等に係る境界の明示に関する事。ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。
- (7) 車両制限令による車両制限に関する事。ただし，土木事務所の所管に属するものを除く。
- (8) 道路運送法による道路管理者の意見に関する事。
- (9) 道路に係る測量標に関する事。
- (10) 工事の設計，施行，監督及び軽易な検査に関する事。
- (11) 工事用材料等の現場検収に関する事。
- (12) 登記に関する事。

#### 放置車両対策課

- (1) 自転車等の放置防止及び駐車対策に関する事。ただし，土木事務所及び都市整備部の所管に属するものを除く。
- (2) 京都市自動車放置防止条例に関する事務の統轄に関する事。
- (3) 道路，里道及び水路等に放置された自動車並びに本市が公共の用に供する場所以外の場所に放置された自動車に係る廃自動車の認定に関する事。ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。

- (4) 本市が設置する駐車場に関する事。ただし、土木事務所、都市整備部及び都市計画局の所管に属するものを除く。
- (5) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関する事。
- (6) 工事中材料等の現場検収に関する事。
- (7) 登記に関する事。
- (8) 自転車等駐車対策協議会及び廃自動車認定等委員会に関する事。
- (9) 駐車場公社に関する事。

## 道路建設部

### 道路計画課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 道路の建設及び改良並びに里道の改良の調査及び計画に関する事。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。
- (3) 都市計画街路事業及びこれに関連する公共土木施設整備事業の調査及び計画に関する事。
- (4) 橋りょうの建設、改良及び補修の調査及び計画に関する事。

### 道路建設課

- (1) 道路の建設及び改良の工中並びに里道の改良の工中に関する事。ただし、事業推進室及び産業観光局の所管に属するものを除く。
- (2) 都市計画街路事業及びこれに関連する公共土木施設整備事業の実施に関する事。ただし、事業推進室の所管に属するものを除く。
- (3) 橋りょうの建設、改良及び補修工中に関する事。
- (4) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関する事。
- (5) 工事中材料等の現場検収に関する事。
- (6) 登記に関する事。



## 道路環境整備課

- (1) 道路及び里道の環境の整備に関する調査, 計画及び工事に関すること。ただし, 産業観光局の所管に属するものを除く。
- (2) 京都府福祉のまちづくり条例による証票の交付, 協議, 特定まちづくり施設の設置者に対する報告の要求, 立入調査及び特定まちづくり施設の設置の計画を通知した者に対する要請(道路に関するものに限る。)に関すること。
- (3) 他の局の事業に係る土木工事の実施に関すること。ただし, 環境局及び都市計画局の所管に属するものを除く。
- (4) 工事の設計, 施行, 監督及び軽易な検査に関すること。
- (5) 工事中材料等の現場検収に関すること。
- (6) 登記に関すること。

第15条水と緑環境部の款河川課の項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号を第2号とし, 第4号及び第5号を削り, 第6号を第3号とし, 第7号を第4号とし, 第8号を第5号とし, 第9号を削り, 第10号を第6号とし, 第11号から第14号までを4号ずつ繰り上げ, 同項中「河川課」を「河川整備課」に改める。

第15条用地室の款を次のように改める。

## 事業推進室

- (1) 局長が指定する道路の建設及び改良の工事に関すること。
- (2) 都市計画立体交差化事業及び鉄道関連事業並びにこれらに関連する公共土木整備事業の実施に関すること。
- (3) 広域幹線道路網計画及び都市高速道路網計画の推進に伴う都市計画街路事業及びこれに関連する公共土木施設整備事業の実施に関すること。
- (4) 局の事業に係る公共用地及び建物等の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。ただし, 都市整備部の所管に属するものを除

く。

- (5) 公共土木事業移転立ち退き資金の融資のあっせんに関する事。
- (6) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関する事。
- (7) 工事用材料等の現場検収に関する事。
- (8) 登記に関する事。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)